

第1章 教育行財政

1 教育委員会

教育委員会は、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することを使命としており、教育長とレイマン（一般人）である非常勤の教育委員の合議制により基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマンコントロール」の仕組みにより、専門家の判断によらない、広く住民の意向を反映した教育行政を展開していく責任を有している。

熊本市教育委員会は教育長と5名の委員とにより構成し、教育委員会会議のほか、所管事項についての調査、研究等を行う教育委員協議会、学校・園における研究発表会等への参加や現地視察等の活動を行っている。また教育委員会として広範な見識を深めるために、他都市視察や研修会への参加等の活動を行っている。さらに、教育委員会が直接、教員や保護者、地域の方々と教育について意見を交換する広聴活動も実施している。

※以下の就任状況は令和7年(2025年)10月1日現在のもの



遠藤 教育長



西山 委員



苦野 委員



澤 委員



村田 委員



清田 委員

職名	氏名	就任年月日
教育長	遠藤 洋路	2017年4月1日 現任期 2024年12月15日 ~ 2027年12月14日
委員	西山 忠男	2016年10月2日 現任期 2024年10月2日 ~ 2028年10月1日
委員	苦野 一徳	2016年10月2日 現任期 2024年4月1日 ~ 2028年3月31日
委員	澤 栄美	2020年4月1日 現任期 2022年4月1日 ~ 2026年3月31日
委員	村田 槇	2023年9月26日 現任期 2023年9月26日 ~ 2027年9月25日
委員	清田 晃子	2025年10月1日 現任期 2025年10月1日 ~ 2029年9月30日

■総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年(2015年)4月1日に施行されたことに伴い、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行う場として「総合教育会議」が設置された。初年度である平成27年度(2015年度)は本市の教育に関する課題や教育大綱の策定について、その後も毎年度、関連計画の策定や進捗などについて協議を行った。令和6年度(2024年度)においては、新たに策定した熊本市教育基本計画(熊本市教育大綱)の施策に係る検証・評価及び今後の取組や、こども計画、私立中学校の部活動改革について協議を行った。

2 広聴機能の強化

教育委員会では、教育政策に広く住民の意向を反映させるために、平成 24 年度(2012 年度)から地域公民館で地域住民や保護者と意見交換する「タウンミーティング」や学校で教員や生徒と意見交換を行う「スクールミーティング」などの広聴事業を行ってきた。これらの事業については、より一層政策に活かされるよう効果検証を行い、対象や手法を適宜見直しながら実施しており、令和 6 年度(2024 年度)は、フレンドリーオンライン、小中一貫教育、ことばの教室及びあゆみの教室をテーマに、学校や幼稚園の視察及び生徒や教職員との意見交換を行った。

3 熊本市教育振興基本計画[熊本市教育大綱]（令和6(2024)～令和9(2027)年度）

○教育振興基本計画について

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、令和6年(2024年)3月に、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)を計画期間とした熊本市教育振興基本計画を策定した。

○教育大綱との関連について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長が定めるものとされている教育大綱に関して、本市においては総合教育会議により市長と教育委員会との協議・調整を行うことで、教育振興基本計画をもって教育大綱に代えることとしている。

基本理念 豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む

施策の基本方針	施策の方向性
(1)主体的に考え行動する力を育む教育の推進	①豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 ②自ら学びに向かう力を育む教育の推進 ③社会の形成や持続的発展に主体的に貢献する力を育む教育の推進 ④遊びを通して創造的な思考や主体的に行動する力を育む幼児教育の推進
(2)こども一人ひとりを尊重した教育の推進	①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 ②特別支援教育をはじめとする多様な教育的ニーズに対応した支援の充実 ③インクルーシブ教育の推進 ④体罰・暴言等の根絶
(3)最適な教育環境の整備	①安全・安心な学校づくりの推進 ②働き方改革の推進 ③学校におけるマネジメント体制の強化 ④地域や家庭と連携した教育環境の整備
(4)こどものいのちと権利の擁護	①こどもの最善の利益を守る環境づくり ②家庭環境に左右されない学習機会の充実 ③ライフステージに応じた継続的な支援の充実 ④こどもの権利擁護に関する理解の促進
(5)生涯にわたる学びの提供と 学びの成果をいかす機会の創造	①学びと活動の循環による環境の整備 ②生涯学習関連施設の機能充実 ③青少年の健全育成
(6)市民が身近に親しめる文化芸術の振興	①文化芸術活動の推進 ②歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用
(7)ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	①スポーツ機会の充実 ②競技力の向上 ③スポーツ施設の整備・機能充実

4 教育都市くまもとの教職員像

教育都市くまもとの教職員像

～人間的な魅力にあふれ、夢と情熱をもって

「くまもとの人づくり」をリードする教職員～

1 いつの時代も求められる資質や能力

- (1) 豊かな人間性をもち、人権感覚にすぐれた教職員
- (2) 教育者としての強い使命感と誇り、高い倫理観をもった教職員
- (3) 教育的愛情をもち、こどもたちから信頼される教職員
- (4) 幅広い教養と専門的な知識に基づく実践的指導力をもった教職員

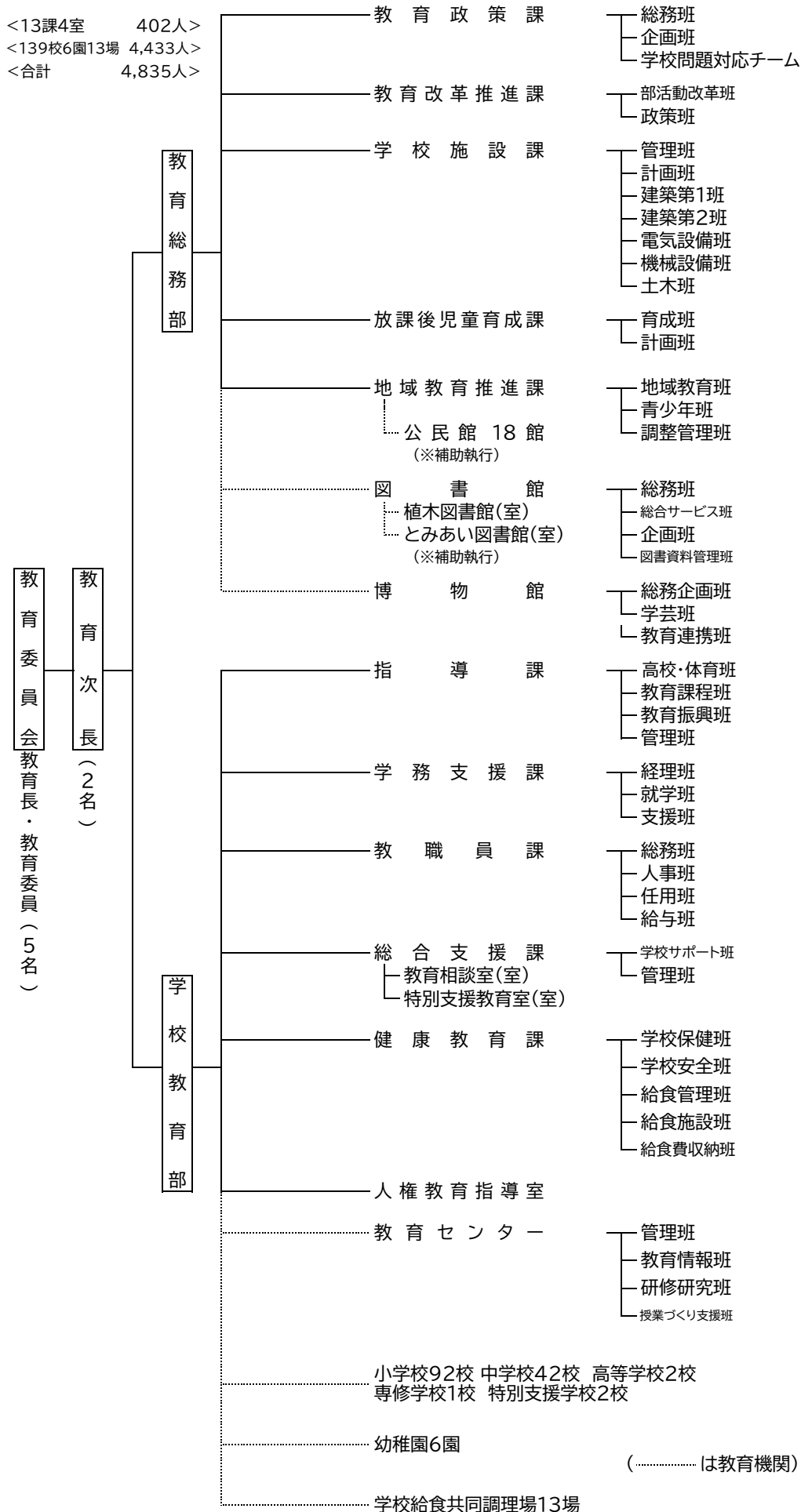
2 今、時代が特に求める資質や能力

- (1) 広い視野をもち、社会の変化に対応して課題を解決できる教職員
- (2) 社会性と高いコミュニケーション能力をもった教職員
- (3) 組織の一員として責任感をもち、互いに高めあい協働する教職員
- (4) 熊本を愛し、保護者や地域の人々に信頼される教職員

5 組織及び事務分掌

(1)熊本市教育委員会組織

令和7年(2025年)4月1日現在



(2)熊本市教育委員会事務分掌

■教育総務部

課(室)名	所 管 事 務
教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3) 教育委員会会議に関すること。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関すること。 (5) 公告式及び令達に関すること。 (6) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。 (7) 教育予算の総括調整に関すること。 (8) 組織管理及び事務管理に関すること。 (9) 公印の管理に関すること。 (10) 文書の収発及び管理に関すること。 (11) 職員の人事、服務及び給与に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (12) 職員定数の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (13) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (14) 調査及び統計に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。） (15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関すること。 (16) 博物館の登録に関すること。 (17) ユネスコに関すること。 (18) 学校問題対策に関すること。 (19) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (20) 熊本市体罰等審議会に関すること。
教育改革推進課	(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関すること。 (2) 熊本市部活動改革検討委員会に関すること。 (3) 熊本市教育行政審議会に関すること。
学校施設課	(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関すること。 (2) 学校施設の営繕保全の計画及びその実施に関すること。 (3) 学校施設台帳に関すること。 (4) 用地に関すること。
放課後児童育成課	(1) 熊本市放課後子ども総合プランに関すること（他課の所管に属するものを除く。） ※補助執行 (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
地域教育推進課	(1) 青少年教育に関すること。 (2) 青少年の指導及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (3) 青少年の国内交流及び国際交流に関すること。 (4) 家庭教育に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (5) 学校と地域の連携及び協働に関すること（他課の所管に属するものを除く。） (6) 金峰山自然の家に関すること。 (7) 熊本市立金峰山自然の家運営協議会に関すること。 ※補助執行 (1) 青少年問題協議会の運営に関すること。
市立図書館	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。 (4) 移動図書館に関すること。 (5) 電子図書館に関すること。 (6) 図書館協議会に関すること。 (7) 分館及びくまもと森都心プラザの図書館に関すること。 (8) 学校その他の教育機関との連携に関すること。 (9) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。 (10) 図書館の設置及び廃止に関すること。
植木図書館 とみあい図書館 【補助執行】	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。 (2) 図書館サービスに関すること。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関すること。 (4) 移動図書館に関すること（植木図書館に限る）。
熊本博物館	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。 (2) 博物館資料の調査研究に関すること。 (3) 博物館資料に関する研究報告その他の資料の作成及び頒布に関すること。 (4) 学校その他社会教育機関等の行う教育、研究等の支援に関すること。 (5) 博物館事業の企画及び実施に関すること。 (6) 熊本博物館協議会に関すること。 (7) 塚原歴史民俗資料館に関すること。 (8) 博物館の施設、設備等の維持管理に関すること。 (9) 博物館の設置及び廃止に関すること。

■学校教育部

指導課	(1) 部内事務の連絡調整に関する事。 (2) 学校経営の管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。） (3) 学校の学習指導及び進路指導に関する事。 (4) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。 (5) 教育評価に係る指導に関する事。 (6) その他学校教育の指導に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。） (7) 学校体育に関する事。 (8) 市立幼稚園に関する事（他課の所管に属するものを除く。） (9) 市立総合ビジネス専門学校に関する事（他課の所管に属するものを除く。） (10) 熊本市教科用図書選定委員会に関する事。
学務支援課	(1) 学校の設置及び廃止に関する事。 (2) 児童及び生徒の就学に関する事（他の室の所管に属するものを除く。） (3) 通学区域に関する事。 (4) 学校の用に供する物品の調達に関する事。
教職員課	(1) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。）の人事、服務及び給与に関する事。 (2) 教職員定数の管理に関する事。 (3) 学校の学級編制に関する事。 (4) 教職員の採用及び昇任の選考に関する事。 (5) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）の研修の総括調整に関する事。
総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関する事。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関する事。 (3) 教育相談室（室）に関する事。 (4) 特別支援教育室（室）に関する事。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関する事。
教育相談室	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関する事。
特別支援教育室	(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関する事。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関する事。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関する事。 (4) 特別支援学校に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。） (5) 熊本市就学支援委員会に関する事。 (6) 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会に関する事。 (7) 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会に関する事
健康教育課	(1) 学校保健及び学校安全に関する事。 (2) 食育の指導に関する事。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関する事。 (4) 学校給食の実施に関する事。 (5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関する事。 (6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関する事。 (7) 学校給食共同調理場に関する事。 (8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に関する事。 (9) 熊本市学校給食運営協議会に関する事。
人権教育指導室	(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関する事。 (2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関する事。 (3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関する事。 (4) 同和問題に係る教育施策に関する事。 (5) その他人権教育に関する事。
教育センター	(1) 学校教育及び社会教育に係る調査研究に関する事。 (2) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関する事。 (3) 学校教育及び社会教育に係る研究資料、図書、視聴覚機器等の収集整備及び活用に関する事。 (4) 教職員研修の企画及び実施に関する事。 (5) 教育委員会の情報施策の推進に関する事。
公民館 【補助執行】	(1) 生涯学習支援に関する事。 (2) 公民館の管理及び運営に関する事。 (3) 公民館の使用許可に関する事。 (4) 公民館の事業の企画及び実施に関する事。 (5) 五福小学校プールの管理及び運営に関する事（五福公民館に限る。）。

令和7年度(2025年度) 熊本市教育委員会所属別・職種別職員数一覧

【定数管理上の職員】

所 属	理人員 (定数管 上)	局長級		部長級		課長級			主 幹 級			主 査 級					一 般 職					一 般 職 (再任用)																
		教育 次長	総 括 審 議 員	長 官 審 議 員	首 席 審 議 員	長 官 審 議 員	課 長 審 議 員	長 官 審 議 員	課 長 補 佐	主 幹 等	主 任 指 導	任 用 含 む	参 事 等	指 導 主 事	主 査 主 事	学 校 主 任 技 師	給 食 主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	学 芸 員	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師	主 任 技 師								
教育政策課(教育次長、教育総務部長含む)	24	2	2	1	1	4	1	3	4		3	1	6	3	2	1		6	5	1			1	1														
※ 市長部局等出向	3								1		1		1			1		1	1																			
教育改革推進課	11					2	1	1	3		2	1	2		1	1		3	3				1	1														
学校施設課	37			1	1	1	1	9		1	8		7	1	6			19	3	16																		
放課後児童育成課	15					2	1	1	1		1		6	1	5			6	6																			
地域教育推進課	13					1	1	2		1	1		8	3	1	3	1	1	1				1	1														
※ 市長部局等出向	18												14			14																						
図書館	15			1	1				5		1	4		4	4			4	4				1	1														
(植木図書館)	3								1	1			1	1				1	1																			
熊本博物館	17			1	1	1	1	3			3		2	1	1			8	2	6			2	2														
指導課(学校教育部長含む)	27			1	1	4	1	3	5		2	3	10			10		4	4				3	3														
学務支援課	17					2	1	1	2		2		3	3				9	9				1															
教職員課	26			1	1	2	1	1	5		3	2	10	2	4	4		8	8																			
総合支援課	13					3	1	2	2		1	1	4			4		4	4																			
(教育相談室)	9								1	1			5	1	4			2	2				1	1														
(特別支援教育室)	11					1	1	2			1	1	8	1	1	6																						
※ 児童相談所出向	2												2		2																							
健康教育課	22					3	1	2	4		4		10	1	5	4		5	5																			
人権教育指導室	6					1	1	1			1	4			3	1																						
※ ふれあい文化センター出向	1												1			1																						
教育センター	32					3	1	2	5		2	3	16	1	1	14		5	4			1		3														
事務局・教育機関小計	322	2	2	6	4	2	30	12	18	56	2	3	38	13	124	18	32	57	17			86	62	17	6	1		18	10		4	4						
必由館高校	77								2	1	1	2	2					1			1																	
千原台高校	50								1	1		2	1	1				1	1																			
総合ビジネス専門学校	18								1	1												1																
特別支援学校	69																	1				1																
中学校(42校)	1502												19				19	4			4		9															
小学校(92校)	2749												32				20	12	45		6	39	24															
幼稚園(6園)	50																	1		1			2															
共同調理場(13場)																																						
学校施設小計	4515								4	3	1	55	1	3			39	12	53		1	1	11	40	36											21	15	
教育委員会合計	4837	2	2	6	4	2	30	12	18	60	5	3	39	13	179	19	35	57	17			139	63	18	6	12	40	54	10		4	4	21	15				

※教育政策課の市長部局等出向(再任用職員を含む。)は、公民館33(社会教育主事18、主任主事15名)、生涯学習課1、スポーツ振興課1、文部科学省1。

※在外教育施設派遣者1名(小学校教諭)及びJICA派遣者1名(小学校教諭)を含む。

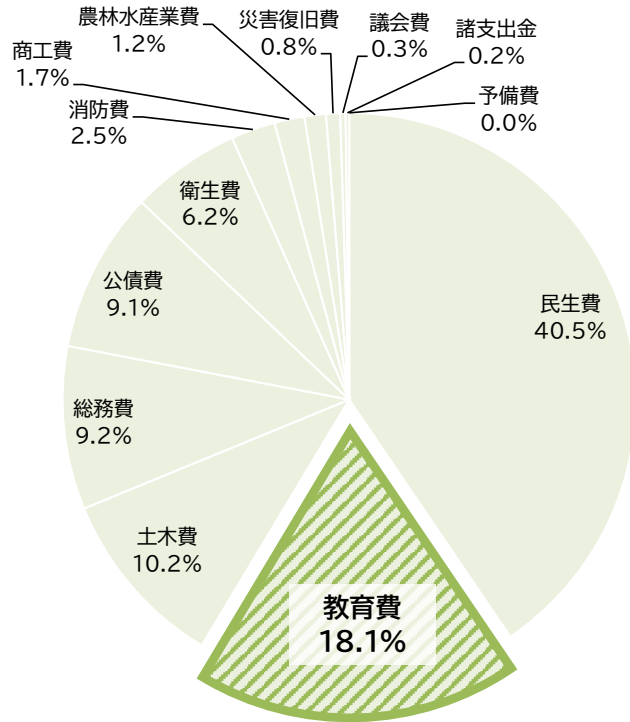
7 教育財政

(1)一般会計当初予算

①令和7年度(2025年度)一般会計当初予算

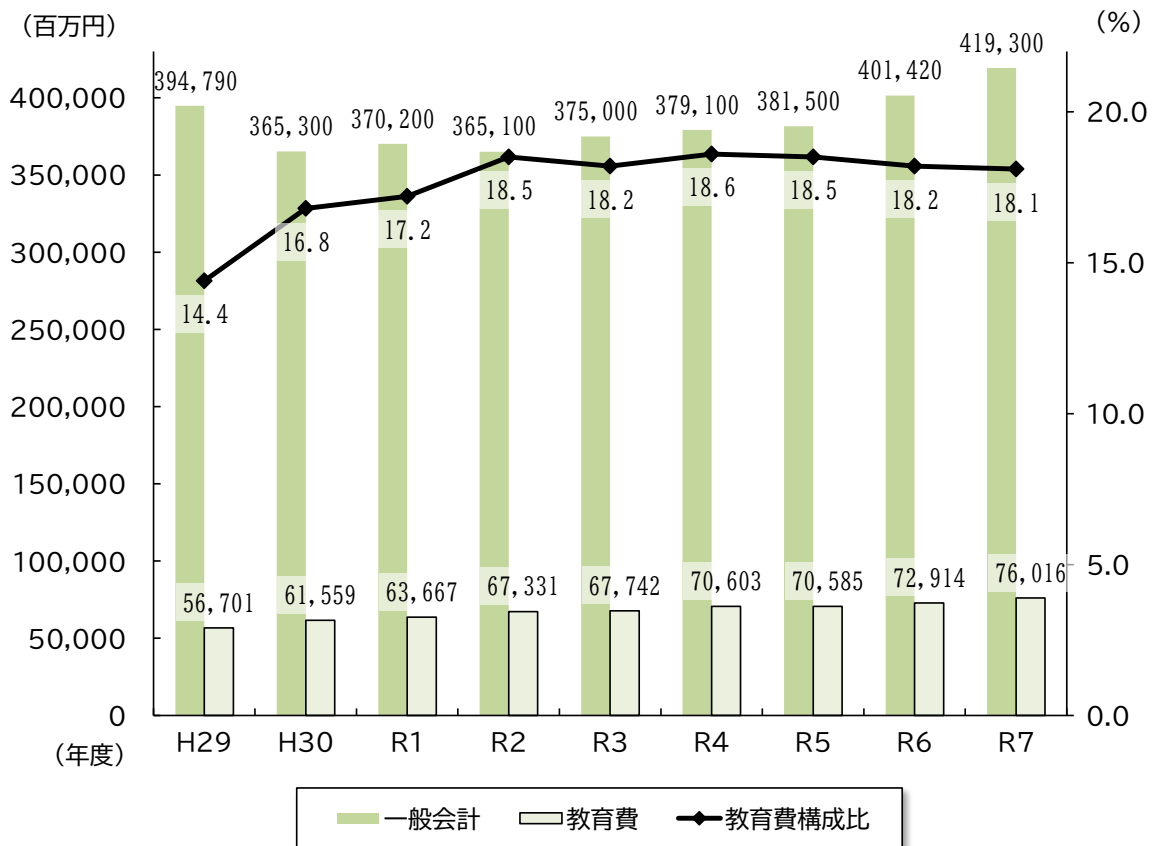
(単位:千円、%)

款	当初予算額	構成比
議会費	1,130,976	0.3
総務費	38,512,393	9.2
民生費	169,826,647	40.5
衛生費	25,855,802	6.2
農林水産業費	5,097,178	1.2
商工費	7,069,890	1.7
土木費	42,859,352	10.2
消防費	10,475,802	2.5
教育費	76,016,035	18.1
災害復旧費	3,404,542	0.8
公債費	38,056,483	9.1
諸支出金	874,900	0.2
予備費	120,000	0.0
歳出合計	419,300,000	100.0



②一般会計当初予算の推移

(百万円)



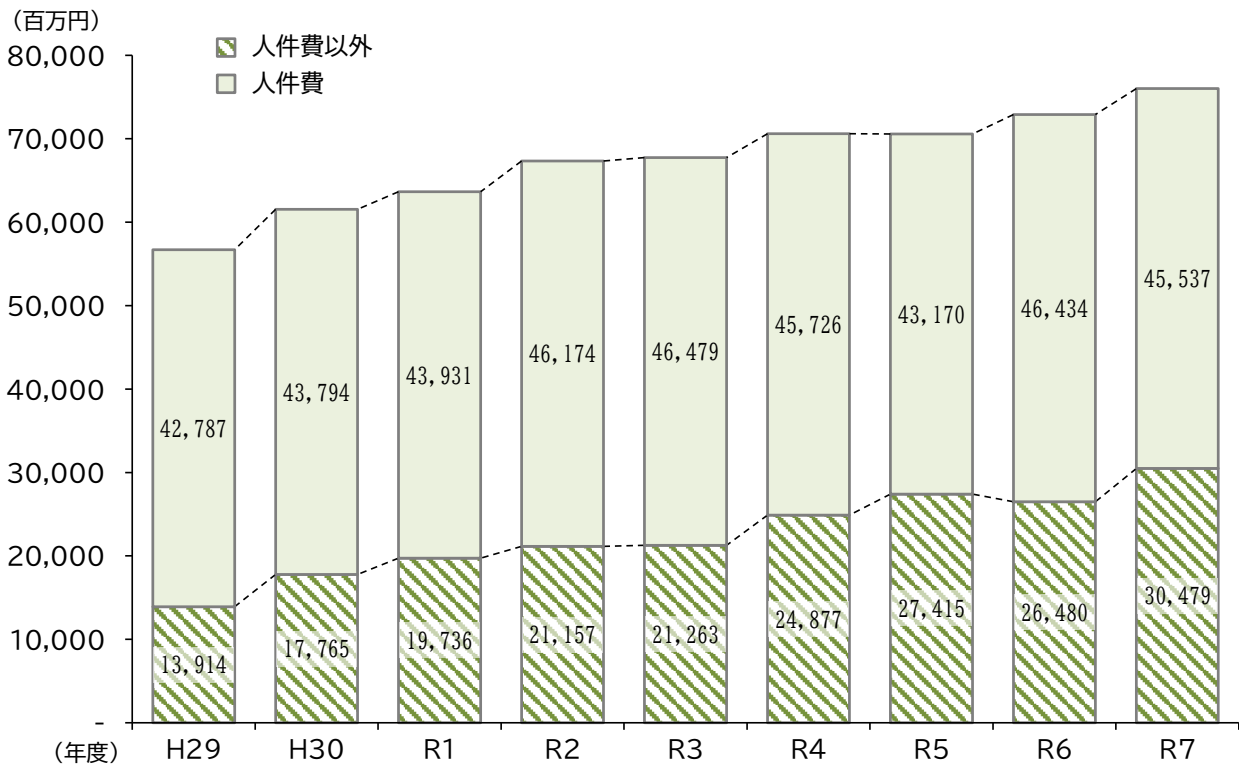
(2)教育費当初予算

①令和7年度(2025年度)教育費当初予算

(単位:千円)

目的	性質	歳出予算	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	普通建設事業		その他	構成比
								補助	単独		
教育総務費		10,235,239	4,688,175	3,254,289	7,827		173,941	1,060,233	1,050,349	425	13.5%
小学校費		28,991,569	22,375,782	2,607,580	369,654	444,900	40,240	1,167,468	1,985,945	0	38.1%
中学校費		17,647,288	12,049,156	1,587,299	178,600	421,200	20,682	1,324,381	2,065,970	0	23.2%
高等学校費		1,568,071	1,100,419	151,209	35,589		4,325		276,529	0	2.1%
幼稚園費		666,935	431,947	26,683	21,950	180,900	5,455			0	0.9%
専修学校費		228,247	167,682	37,777	21,198		1,590			0	0.3%
社会教育費		7,022,396	3,681,584	2,507,297	8,867		205,558	429,546	189,431	113	9.2%
保健体育費		7,976,592	755,335	5,650,062	7,234		308,261		1,255,700	0	10.5%
美術館費		384,667	50	310,994			71,955		1,500	168	0.5%
熊本城費		1,295,031	286,900	743,523	3,050		71,957		189,600	1	1.7%
計		76,016,035	45,537,030	16,876,713	653,969	1,047,000	903,964	3,981,628	7,015,024	707	
構成比		100.0%	59.9%	22.2%	0.9%	1.4%	1.2%	5.2%	9.2%	0.0%	100.0%

②教育費当初予算の推移



※平成29年度に県費負担教職員の給与負担が熊本市に移管された。